

伊丹市交通局障がい者活躍推進計画

機関名	伊丹市交通局
任命権者	伊丹市自動車運送事業管理者
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
伊丹市交通局における障がい者雇用に関する課題	伊丹市交通局の職員218名のうち、バス運転手である旧除外職員183名を除いた職員数は35名である。令和2年6月1日時点では法定雇用率の2.5%に対して実雇用率は2.35%である。法定雇用率の達成を目指し、障がい者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要であると考えます。
目標	
① 採用に関する目標	障がい者雇用の促進に関する理解を促進する。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○障害者雇用推進者として次長を選任する。 ○障がい者である職員の相談を受け付けできる体制を整備する。
(2) 人材面	○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するように努める。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○障害のある職員が人事異動等により配置された場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○障がい者は必要に応じて、障害者職業生活相談員だけでなく、人事担当者、職場の上司等に相談することができるよう、人的相談サポート体制の充実に努める。 ○障がい者が配属されている部署の所属長は、障がい者である職員が求めた場合は、定期的な面談等を通じて必要な配慮等を把握し、予算の範囲内で継続的に必要な措置を講じるように努める。
(2) 働き方	○半日単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。